

大里広域市町村圏組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

11月15日（水）

○開会及び開議	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○報告第 3号 令和5年度定例監査結果報告	5
○報告第 4号 例月出納検査結果報告	5
○報告第 5号 例月出納検査結果報告	5
○管理者の挨拶	6
○議案第15号 令和4年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算	8
○議案第16号 令和4年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算	8
○議案第17号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）	19
○議案第18号 大里広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例	20
○議案第19号 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	20
○議案第20号 大里広域市町村圏組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	20
○一般質問	26
○閉 会	29

大里広域市町村圏組合告示（乙）第45号

令和5年第3回大里広域市町村圏組合議会定例会を下記のとおり招集する。

令和5年11月8日

大里広域市町村圏組合

管理者 小林 哲也

記

- | | | |
|---|-----|--------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和5年11月15日（水）
午後2時00分 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市議会議事堂 第1委員会室 |

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	川	田	勝	巳	議員	2番	小	林	國	章	議員	
3番	白	根	佳	典	議員	4番	新	島	一	英	議員	
5番	田	中		正	議員	7番	小	鮒	賢	二	議員	
8番	黒	澤	三	千	夫	議員	9番	三	浦	和	一	議員
10番	福	島	秀	樹	議員	11番	湯	本	哲	昭	議員	
12番	山	出	秀	明	議員	13番	清	水	健	一	議員	
14番	五	間	く	み	子	議員	15番	高	田	博	之	議員
16番	鈴	木	詠	子	議員	17番	原	口		孝	議員	

不応招議員（1名）

6番 権 田 清 志 議員

○会 期 11月15日

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 (報告第 3号) 令和5年度定例監査結果報告
(報告第 4号) 例月出納検査結果報告(令和4年度2月分及び3月分、出納整理期間4月分及び5月分)
(報告第 5号) 例月出納検査結果報告(令和5年度4月分から8月分まで)
(報告～了承)

日程第4 管理者の挨拶

日程第5 (議案第15号) 令和4年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算
(議案第16号) 令和4年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算
(上程～採決)

日程第6 (議案第17号) 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第1号)
(上程～採決)

日程第7 (議案第18号) 大里広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例
(議案第19号) 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
(議案第20号) 大里広域市町村圏組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
(上程～採決)

日程第8 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(16名)

1番	川田勝巳	議員	2番	小林國章	議員
3番	白根佳典	議員	4番	新島一英	議員
5番	田中正	議員	7番	小鮒賢二	議員
8番	黒澤三千夫	議員	9番	三浦和一	議員

10番	福島	秀樹	議員	11番	湯本	哲昭	議員
12番	山出	秀明	議員	13番	清水	健一	議員
14番	五間	くみ子	議員	15番	高田	博之	議員
16番	鈴木	詠子	議員	17番	原口	孝	議員

○欠席議員（1名）

6番 権田 清志 議員

○説明のための出席者

管理者	小林	哲也
副管理者	小島	進
副管理者	峯岸	克明
事務局長	三友	孝二
事務局次長兼 総務課長	野中	護
介護保険課長	柏木	純一
業務課長兼 熊谷衛生センター 所長	小林	禎広
建設準備課長	清水	保之

○事務局職員出席者

副課長	井上	努
主査	鈴木	学
主査	北根	典和
主任	里見	悠佑

午後 2時00分 開 会

△開会及び開議の宣告

○黒澤三千夫議長 出席議員が定足数に達しましたので、令和5年第3回大里広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

これより会議を開きます。

△諸般の報告

○黒澤三千夫議長 この際、報告をいたします。

本定例会の議案等の関係書類は、前もって配付したとおりでございます。

なお、議案説明のため、管理者を初め関係者の出席を求めています。

開会前に、お手元に配付いたしました書類は、1つ、本日の議事日程、1つ、一般質問発言通告書、以上2件であります。

△会議録署名議員の指名

○黒澤三千夫議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名。会議規則第64条の規定に基づき、指名いたします。

3番 白根佳典 議員

4番 新島一英 議員

以上の議員にお願いいたします。

△会期の決定

○黒澤三千夫議長 次、日程第2、会期の決定。先ほど第2委員会室におきまして議会運営委員会を開き、御協議願いました結果、本日1日ということでありましたが、このように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

△報告第3号 令和5年度定例監査結果報告

報告第4号 例月出納検査結果報告

報告第5号 例月出納検査結果報告

○黒澤三千夫議長 次、日程第3、報告第3号 令和5年度定例監査結果報告から報告第5号 例月

出納検査結果報告（令和5年度4月分から8月分まで）、以上3件を一括議題といたします。

3件について御質疑等がありましたら、お願いいたします。

○3番白根佳典議員 よろしく申し上げます。

例月出納検査結果報告書ですけれども、これというのは数字の動きが分かるようなものというの
は出さない、出せない、出さなくてもいい、そういうふうになっているのでしょうか。毎月、毎月
の出入りが正常でしたよと、正当に運用されていましてよということは、この監査委員の報告とし
て分かるのですけれども、いかがですか。

○野中事務局次長兼総務課長 それでは、今の御質疑に対してお答え申し上げます。

監査の内容で、毎月の数字は監査委員さんに御確認をいただいておりますので、監査委員さん
に見ていただいた結果ということで、このような内容で御報告させていただいております。よろしく
お願いいたします。

○3番白根佳典議員 では、議会には、そういうものは示さなくてもよいということになっているの
かというふうに理解しますけれども、補助資料がありますか。

○野中事務局次長兼総務課長 御答弁申し上げます。

資料ナンバー5をお願いいたします。令和4年度組合一般会計、特別会計の歳入歳出決算事項明
細書の92ページからお開きいただきたいと思っております。こちらに、会計の月別経理状況ということで
数字をお示ししてございます。よろしくお願いいたします。

○3番白根佳典議員 これは現金出納と符合するのですか、この資料というのは。

○野中事務局次長兼総務課長 符合しております。

○黒澤三千夫議長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 ほかに質疑もありませんので、以上で終結いたします。

お諮りいたします。報告第3号 令和5年度定期監査結果報告から報告第5号 例月出納検査結
果報告（令和5年度4月分から8月分まで）、以上3件について、報告のとおり了承することに賛成
の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、報告第3号から第5号まで以上3件は、いずれも報告のとおり了承することに決定
いたしました。

△管理者の挨拶

○黒澤三千夫議長 次、日程第4、管理者の挨拶。

小林管理者、お願いいたします。

○小林哲也管理者 それでは、皆さん、こんにちは。管理者の小林哲也でございます。開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第3回大里広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員皆様には、御多用の中にもかかわらず御健勝にて御参会を賜り、令和4年度の歳入歳出決算を初め当面する諸案件につきまして御審議いただきますことは、広域行政の進展にとりまして誠に喜ばしく、感謝申し上げます。

それでは、組合事業の近況につきまして、あわせて御報告を申し上げます。

最初に、可燃ごみ処理の状況でございますが、本年度上半期は合計約6万553トンの処理を行ったところでございます。昨年同時期と比較いたしますと、マイナス約3,261トン、5.11%の減となっております。

次に、不燃ごみの処理でございますが、本年度上半期の大里広域クリーンセンターへの搬入量は約3,851トンで、昨年比マイナス約242トン、5.92%の減となっております。

また、次期ごみ処理施設の整備につきましては、現在、新施設整備に向けた建設候補地での環境影響評価に係る現地調査が完了し、その結果を基にした予測評価の業務等を進めているところでございます。

次に、介護保険事業でございますが、本年上半期の介護認定審査会の審査件数は7,053件で、昨年同時期と比較いたしますと312件の増加となっております。また、今年度は、第8期介護保険事業計画の最終年度となる3年度目でございますが、引き続き計画に沿った事業の推進を図るとともに、現在は令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間とする第9期事業計画の策定に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。今後も、より効果的な運営を心がけてまいりたいと考えております。

続きまして、今定例会に提案いたします議案につきまして概要を申し上げます。

初めに、議案第15号は令和4年度一般会計歳入歳出決算、議案第16号は令和4年度介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。令和4年度決算につきましては、厳しい財政状況の下での事業運営でございましたが、事業執行に当たりまして、経費の節減に努めるとともに効率的な運営を行い、健全財政を維持することができたものと考えております。

なお、本決算につきましては、監査委員さんの慎重なる審査をいただき、貴重な御意見をいただいておりますので、これを尊重してまいりたいと存じます。

次に、議案第17号 令和5年度介護保険特別会計補正予算（第1号）は、令和4年度の介護給付費等の額の確定に伴う国・県負担金等の返納金等の補正でございます。

次に、議案第18号 大里広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例は、情報公開請求に対する決定期間及び非公開情報に係る規定に係る関係条例の整備を行うものでございます。

次に、議案第19号 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部

を改正する条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の失職の特例に係る関係条例の整備を行うものでございます。

最後に、議案第20号 大里広域市町村圏組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例は、地方自治法の一部改正に伴い、管理者等の組合に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるため、関係条例の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げますので、議員皆様におかれましては、何とぞ慎重に御審議をいただきまして御可決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

本日はよろしく願いいたします。

○黒澤三千夫議長 ありがとうございます。

以上で管理者の挨拶は終わりました。

△議案第15号 令和4年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算

議案第16号 令和4年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算

○黒澤三千夫議長 次、日程第5、議案第15号 令和4年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算及び議案第16号 令和4年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算、以上2件を一括議題といたします。

2件について提出者の説明を求めますが、なお提出者の説明については、着座にて説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明を求めます。

○三友事務局長 ただいま議題となりました議案第15号及び議案第16号につきまして、順次御説明申し上げます。着座にて失礼します。

初めに、議案第15号について御説明いたしますので、表紙にナンバー4と表示のあります、大里広域市町村圏組合一般会計、介護保険特別会計歳入歳出決算書を御覧いただきたいと思います。

3ページをお願いいたします。議案第15号 令和4年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。歳入決算額は47億9,342万4,335円、歳出決算額は42億7,206万648円、歳入歳出差引残額は5億2,036万3,687円で、この全額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、4ページ及び5ページをお願いいたします。歳入の決算状況でございますが、表の一番下、歳入合計欄の左から、予算現額46億6,082万4,000円に対し、調定額及び収入済額は同額の47億9,242万4,335円でございます。不納欠損額、収入未済額はともにございません。

一番右、予算現額と収入済額との比較は、1億3,160万335円、収入済額が多い結果となりました。この要因は、2款使用料及び手数料のごみ処理手数料がコロナ禍の影響により減少した一方で、7款諸収入の物品売払収入が、有価物の売却価格の上昇を受け、増加したことなどに伴うものでございます。

次に、6ページ及び7ページをお願いいたします。歳出の決算状況でございますが、表の一番下、歳出合計欄の左から、予算現額46億6,082万4,000円に対し、支出済額は42億7,206万648円で、執行率は91.66%でございます。翌年度繰越額はございません。不用額及び予算現額と支出済額との比較は、同額の3億8,876万3,352円でございます。

続きまして、決算の主な内容について御説明いたしますので、表紙にナンバー5と表示のありません、大里広域市町村圏組合一般会計・介護保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書を御覧いただきたいと存じます。

初めに、歳出から申し上げますので、8ページ及び9ページをお願いいたします。説明の順序といたしまして、上の欄に見出しがございますが、見開きの左側でございます款、項、目の欄と、見開き中央部の左側でございます事業名の欄、また必要に応じて、事業名の欄の右側の節の欄や見開きの右端でございます備考の欄により御説明申し上げます。

初めに、1款議会費は、議会運営に要する経費でございます。令和4年度は定例会を2回開催いたしました。

次に、2款総務費の事業名、人件費は、次の10ページ及び11ページにわたりますが、管理者、副管理者並びに事務局長、次長を含む総務課の常勤職員6人分の給与等並びに会計年度任用職員2人分の報酬等でございます。

10ページ及び11ページをお願いいたします。事業名、事務局費は、組合事務局の運営経費で、システム使用料や事務機器借上料などの事務経費のほか、曙町事務所の維持管理経費が主なものでございます。

次に、一番下の公平委員会費と次の12ページ及び13ページの監査委員費は、それぞれの委員等の報酬などでございます。

次に、3款衛生費でございますが、事業名、人件費は、次の14ページ及び15ページにわたりますが、業務課及び各センター職員12人と、建設準備課職員5人、計17人分の給与等並びに会計年度任用職員6人分の報酬等でございます。

14ページ及び15ページをお願いいたします。事業名の上の管理運営経費は、ごみ処理事業の総括的な経費で、10節需用費の備考欄の上から4番目の施設補修費は、可燃物処理3施設の緊急を要する修繕等の経費でございます。

14節工事請負費は、可燃物処理3施設の主要設備に係る改修等の経費でございます。

その下の18節負担金、補助及び交付金の備考欄の一番下の交付金は、事業系一般廃棄物の処理手数料を、ごみ焼却施設が立地する熊谷市及び深谷市に対し、立地交付金として交付したものでございます。

その下の24節積立金は、施設の大規模修繕等に要する経費の財源に充てるため設置をしている、ごみ処理施設整備基金に前年度繰越金等を積み立てたものでございます。

次に、事業名の下の次期処理施設建設準備事業は、次期ごみ処理施設の建設準備に要する経費で、16ページ及び17ページに参りまして、12節委託料の備考欄の上の委託料は、主に令和4年度から6年度にかけて実施している環境影響評価現地調査などの業務委託の4年度執行分のほか、土地測量や地質調査に係る業務委託料などがございます。

その下の設計委託料は、（仮称）新深谷清掃センターの建設候補地に立地する旧深谷清掃センター等の解体設計業務委託料でございます。

次の2目熊谷衛生センター費からは、可燃物及び不燃物の各処理施設の管理運営経費となります。

初めに、2目熊谷衛生センター費の事業名、管理運営経費でございますが、10節需用費の備考欄中、一番上の消耗品費は、施設の管理運営に必要な消耗資材等の購入が主なものでございます。

上から3番目の光熱水費、その下の燃料費、一番下の薬剤等購入費は、主に施設の運転に必要となります電気、水道の使用料やごみの燃焼に必要な燃料、排ガス中の有害物質の除去等のための薬剤等の購入でございます。

同じく備考欄中、下から2番目の施設その他修繕料は、小規模な緊急修繕や各機器の部品交換等の経費でございます。

次に、12節委託料の備考欄の一番上の委託料は、焼却灰等のセメント原料としての資源化や環境分析のための業務委託料でございます。

その下の管理運営委託料は、熊谷衛生センターの運転管理や焼却灰等の太平洋セメント株式会社熊谷工場への運搬ための業務委託料でございます。

その下の保守委託料は、各設備の正常な機能を保つための保守点検等の業務委託料でございます。

18ページ及び19ページをお願いします。3目深谷清掃センター費及び4目江南清掃センター費は、それぞれの施設で若干差異はございますが、支出内容は熊谷衛生センターと同様、施設の管理運営に要する経費でございます。

20ページ及び21ページをお願いいたします。5目大里広域クリーンセンター費でございますが、事業名、管理運営経費は、大里広域クリーンセンターの管理運営に要する経費で、10節需用費の備考欄の上から4番目の施設補修費は、破碎機の補修のほか、各設備の修繕に係る経費でございます。

同じく備考欄の一番下の施設その他修繕料は、小規模な緊急修繕や各機器の部品交換等の経費でございます。

次に、22ページ及び23ページに参りまして、12節委託料の備考欄の一番上の委託料は、中間処理により発生した再資源化できない残渣等の処分について、外部の処理施設等へ処分委託したものでございます。

その下の管理運営委託料は、施設の運転管理及び有価物回収のための業務委託料でございます。

次に、14節工事請負費は、コンベヤーの改修等の経費でございます。

次に、4款公債費でございますが、可燃ごみ処理3施設の長寿命化施設整備事業の財源として、

平成28年度から30年度までに借り入れた組合債の償還経費でございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、前に戻りまして、4ページ及び5ページをお願いいたします。説明の順序といたしまして、上の欄に見出しがございますが、見開きの左側でございます款、項、目の欄と、見開き中央部の節の欄、また必要に応じて見開きの右端でございます備考欄により御説明申し上げます。

初めに、1款分担金及び負担金は、構成市町からの負担金でございます。このうち1項負担金、1目1節事務費負担金は、議会や事務局の運営等の経費に充てるための負担金でございます。

その下の2目衛生費負担金、1節清掃費負担金は、備考欄に4種類の負担金がございますが、各事業の経費に充てるための負担金でございます。

次の2款使用料及び手数料の備考欄のごみ処理手数料は、可燃物処理施設で受け入れた事業系及び家庭系の一般廃棄物の処理手数料でございます。

次の3款国庫支出金の備考欄の循環型社会形成推進交付金は、次期ごみ処理施設の建設に係る環境影響評価現地調査などの準備経費に対し、国から交付されたものでございます。

次の4款財産収入は、各基金の預金利子でございます。

次の5款繰入金は、ごみ焼却施設の大規模改修の財源として、ごみ処理施設整備基金からの繰入れでございます。

次の6款繰越金は、前年度からの繰越しでございます。

次の7款諸収入でございますが、6ページ及び7ページに参りまして、備考欄の上の物品売払収入は、大里広域クリーンセンターに搬入され分別処理した金属やペットボトル等の有価物の売払収入でございます。

以上で議案第15号の説明を終わります。

続きまして、議案第16号について御説明いたしますので、先ほど御覧いただきました資料ナンバー4、歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。9ページをお願いいたします。議案第16号

令和4年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。歳入決算額は327億6,654万4,621円、歳出決算額は316億1,208万6,399円、歳入歳出差引残額は11億5,445万8,222円で、この全額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、10ページ及び11ページをお願いいたします。歳入の決算状況でございますが、表の一番下、歳入合計欄の左から、予算現額332億5,990万2,000円に対し、調定額は329億6,194万1,537円、収入済額は327億6,654万4,621円でございます。不納欠損額は6,145万5,450円、収入未済額は1億3,394万1,466円で、これは介護保険料の未納等によるものでございます。

一番右、予算現額と収入済額との比較は4億9,335万7,379円、収入済額が少ない結果となりました。この要因は、保険給付費の支出が見込みより低い伸びにとどまったことに伴い、財源の一部で

ある国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金が減額となったことなどによるものでございます。

次に、12ページ及び13ページをお願いいたします。歳出の決算状況でございますが、表の一番下、歳出合計欄の左から、予算現額332億5,990万2,000円に対し、支出済額は316億1,208万6,399円で、執行率は95.05%でございます。翌年度繰越額はございません。不用額及び予算現額と支出済額との比較は、同額の16億4,781万5,601円でございます。

続きまして、決算の主な内容について御説明いたしますので、先ほど御覧いただきました資料ナンバー5の事項別明細書を御覧いただきたいと存じます。初めに、歳出から申し上げますので、32ページ及び33ページをお願いいたします。

1款総務費でございますが、事業名の上の人件費は、介護保険業務を担当する常勤職員23人分の給与等及び会計年度任用職員27人分の報酬等でございます。

その下の事業名、介護保険業務経費は、次の34ページ及び35ページにわたりますが、介護保険事務全般に係る経常的な事務経費で、介護保険システム使用料や事務機器借上料などが主なものでございます。

34ページ及び35ページをお願いいたします。事業名の一番上の賦課徴収経費は、第1号被保険者に係る介護保険料の賦課及び徴収の経費でございます。

その下の事業名、滞納処分経費は、介護保険料の未納者に対する督促状及び催告書の発送や電話催告業務委託などの徴収経費でございます。

事業名の一番下、認定審査会経費は、次の36ページ及び37ページにわたりますが、介護認定審査委員への報酬を初めとした審査会の運営に要する経費でございます。

36ページ及び37ページをお願いいたします。事業名の一番上、認定調査業務経費でございますが、11節役務費の備考欄の一番下の手数料は、要介護度の認定資料作成に必要となる主治医意見書の作成手数料でございます。

その下の12節委託料の備考欄の調査委託料は、外部の事業者にて認定調査を委託したものでございます。

38ページ及び39ページをお願いいたします。2款保険給付費でございますが、1項介護サービス等諸費は、要介護1から5まで認定を受けた要介護者が利用した介護サービスに対する給付費でございます。

このうち、事業名の一番上、居宅介護サービス給付事業の18節負担金、補助及び交付金の備考欄の一番上のサービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の在宅介護に係る給付費で、その下の福祉用具購入費及びその下の住宅改修費は、それぞれのサービスの利用に対し費用の一部を給付、その下のサービス計画費は、ケアプランの作成費用に対する給付でございます。

次の事業名、地域密着型介護サービス給付事業は、グループホームや小規模多機能型居宅介護等のサービスに係る給付でございます。

次の事業名、施設介護サービス給付事業は、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等への入所に係る給付でございます。

次に、項に戻りまして、2項介護予防サービス等諸費は、次の40ページ及び41ページにわたりますが、要支援者が利用した介護予防サービスに対する給付費でございます。

次に、40ページ及び41ページに参りまして、4項高額介護サービス等費は、介護サービスを受けた際の自己負担額が、所得区分に応じて設けられた限度額を超える場合、利用者の負担軽減を図るため、超過分を給付するものでございます。

42ページ及び43ページをお願いいたします。5項高額医療合算介護サービス等費は、同一世帯内で医療費と介護サービス費に係る自己負担分を合算した額が、所得区分に応じて設けられた限度額を超える場合、医療、介護の両保険から超過分を給付するもので、介護保険からの支出分でございます。

次の6項特定入所者介護サービス等費は、低所得の方の負担軽減を図るため、施設利用の際の食費及び居住費の負担限度額をあらかじめ引下げて設定し、その差額分を施設に給付するものでございます。

次に、一番下の3款地域支援事業は、48ページ及び49ページまでにわたりますが、要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、介護予防サービスの提供を行うとともに、地域における包括的、継続的なマネジメント機能の強化を主な目的としております。なお、事業の多くは、各市町の高齢者保健福祉施策に位置づけられ、構成市町が主体となり企画及び運営を行っており、組合では本特別会計において予算の執行を行っております。

それでは、地域支援事業費の各事業につきまして御説明いたしますので、44ページ及び45ページをお願いいたします。事業名の一番上、介護予防・生活支援サービス事業は、要介護状態となることの予防や、要介護状態の軽減もしくは悪化防止のための訪問及び通所等のサービスに係る経費でございます。

その下の事業名、介護予防ケアマネジメント事業は、介護予防・生活支援サービス事業の対象者のケアプランの作成費用に対し、地域包括支援センターに負担するものでございます。

事業名の一番下、一般介護予防事業は、介護予防知識の普及啓発等のため、全ての高齢者を対象とした介護予防教室などを実施するための経費でございます。

46ページ及び47ページをお願いいたします。事業名の一番上、包括的支援事業は、高齢者の暮らしをサポートするため、専門職による窓口相談等を行う地域包括支援センターに係る経費で、12節委託料の備考欄の上の委託料は、センターを運営する社会福祉法人等への委託料でございます。

その下の事業名、任意事業は、構成市町が要介護者等に対し、地域の実情に応じた支援を実施するもので、12節委託料は、配食サービスや見守り事業等の委託経費でございます。

事業名の一番下、在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする高齢者に対し、

在宅医療と介護サービスを一体的に提供できるよう、医療機関と介護サービス事業者の連携を深める事業でございます。

48ページ及び49ページをお願いいたします。事業名の一番上、生活支援体制整備事業は、在宅生活の中で支援を必要とする高齢者に対し、多様な生活支援サービスが利用できる地域づくりを行うため、その担い手の養成や発掘、ネットワーク化を行う事業でございます。

その下の事業名、認知症総合支援事業は、保健医療、福祉の専門チームにより、早期診断、早期対応を行う認知症初期集中支援推進事業や認知症地域支援推進員の配置等を行うものでございます。

次に、4款基金積立金でございますが、介護保険給付費準備基金に前年度繰越金の一部等を積み立てたものでございます。

次に、5款諸支出金でございますが、1項償還金及び還付加算金のうち、50ページ及び51ページに参りまして、2目償還金は、前年度の保険給付費等の額が確定し、精算の結果、国、県、支払基金及び構成市町へ返納したものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、前に戻りまして、26ページ及び27ページをお願いいたします。1款保険料でございますが、介護保険料の現年賦課分と滞納繰越分を合計して、調定額76億9,356万4,646円に対し、収入済額は74億9,877万2,230円で、収納率は97.5%でございます。

なお、滞納繰越分の備考欄中、一番下の不納欠損額は、介護保険法の規定に基づきまして、時効の成立した保険料について不納欠損処理をしたものでございます。

次に、2款分担金及び負担金でございますが、1項負担金は、構成市町からの負担金でございます。

このうち、一番上の1目介護保険負担金は、保険給付費の12.5%に相当する金額、その下の2目事務費等負担金は、人件費、介護保険業務経費及び介護認定審査会等の経費に係る負担金、その下の3目及び4目の地域支援事業負担金は、それぞれ構成市町で実施した事業に係る負担金でございます。

その下の5目低所得者保険料軽減負担金は、低所得者の保険料の軽減に係る負担金で、国、県、市町村が全額を負担し、組合では構成市町を通じ受け入れるものでございます。

次に、3款国庫支出金でございますが、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する負担金で、負担割合は施設等サービス分が15%、その他サービス分が20%でございます。

その下の2項国庫補助金、1目調整交付金は、全国の保険者の財政格差の調整を行うための交付金で、第1号被保険者における後期高齢者加入割合や所得状況などに応じて交付されるものでございます。

28ページ及び29ページをお願いいたします。国庫補助金の続きとなりますが、一番上の2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防及び生活支援に係る交付金で、

交付割合は、事業費の20%を基本に調整交付金の交付割合が加算されます。

その下の3目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、地域包括支援センターの運営や配食サービス等の事業に対する交付金で、交付割合は事業費の38.5%でございます。

その下の4目保険者機能強化推進交付金は、地域包括ケアシステムの強化を目的に付与される財政的なインセンティブとして、高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金でございます。

その下の5目介護保険保険者努力支援交付金は、先ほどの保険者機能強化推進交付金と同様の趣旨により、介護予防、健康づくり等に資する取組を支援するための交付金でございます。

次に、4款支払基金交付金でございますが、1目介護給付費交付金は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料に相当する額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、交付割合は保険給付費の27%でございます。

その下の2目地域支援事業支援交付金は、地域支援事業のうち介護予防事業・日常生活支援総合事業に対する交付金で、交付割合は事業費の27%でございます。

次に、5款県支出金でございますが、1項県負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する負担金で、負担割合は施設等の分が17.5%、その他の分は12.5%でございます。

その下の2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防及び生活支援に係る交付金で、交付割合は事業費の12.5%でございます。

その下の2目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、地域包括支援センターの運営や配食サービス等の事業に対する交付金で、交付割合は事業費の19.25%でございます。

30ページ及び31ページをお願いいたします。7款繰入金は、介護保険給付費に係る第1号被保険者保険料の不足額に充てるため、介護保険給付費準備基金から繰り入れたものでございます。

次に、8款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

最後に、9款諸収入でございますが、2項雑入、1目1節第三者納付金は、交通事故等の第三者行為を原因とした介護サービスの利用に給付を行った後、その給付費を加害者に請求し、納付されたものでございます。

その下の2目返納金は、事業者による介護給付費の不正請求等に係る返納金でございます。

なお、過年度分につきまして、全額が収入未済となっておりますが、今年度中に事業所からその全額を返納いただいております。

以上で議案第15号及び議案第16号の説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○黒澤三千夫議長 以上で提出者の説明は終わりました。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 2時51分 休 憩

午後 3時00分 再 開

○黒澤三千夫議長 休憩中の会議を再開いたします。

これより2件に対する質疑に入ります。

○3番白根佳典議員 資料ナンバーが5、14ページです。管理運営経費、負担金、補助及び交付金ですけれども、2,600万円の不用額ということで、この要因について教えていただけますか。

○小林業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

交付金ですが、事業系一般廃棄物の処理手数料を焼却施設が立地する熊谷市、深谷市に交付するものですが、事業系ごみの搬入量が見込みよりも少なかったことから、交付金額が少なくなったものでございます。

以上です。

○13番清水健一議員 質問させていただきます。

資料ナンバー5、事項別明細書の16ページから19ページにかけてですけれども、まず熊谷衛生センター費の中で、光熱水費2億3,656万3,658円で、深谷が1億249万9,197円、江南が1億560万7,816円、光熱水費が前年比25%から30%ぐらにかかっているのですけれども、これは電気代の高騰とか、そういうことでよろしいのですか。

○小林業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

こちらの増額につきましては、主に電気料の高騰によるものでございます。

以上です。

○13番清水健一議員 一方、その下段にある燃料費ですけれども、熊谷が1,930万235円、深谷が59万8,858円、江南が141万4,018円か、これは前年で見ると、これも25%から30%上がっているのですけれども、深谷だけ50%減、47%減になっているのですが、これはどういう理由ですか。

○小林業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

当該燃料費につきましては、焼却を行う際に、ごみに火をつけるために使用するものですが、主に炉の仕組みが若干違うことが理由と、修繕等による休炉等の期間によって、深谷については量が少なかったということになります。

以上です。

○13番清水健一議員 熊谷の第一工場、第二工場は、都市ガスとプロパンガスを入れていますよね。

深谷は、ガスは入れていないと思うのですけれども、これは何の燃料費ですか。

○小林業務課長兼熊谷衛生センター所長 灯油を使用しています。

以上です。

○9番三浦和一議員 資料ナンバー5の46ページ、在宅医療・介護連携推進事業費についてお伺いいたします。

非常に大事な事業だと思うのですが、この中で委託料が主な部分を占めておりますけれども、ここは具体的にどちらの事業者に委託しているのか、また具体的な事業内容を教えてください。

○**柏木介護保険課長** 議員さんの御質疑にお答えいたします。

まず委託先でございますが、熊谷市におきましては埼玉慈恵病院、深谷市、寄居町におきましては深谷寄居医師会に委託しております。

委託の内容といたしましては、在宅医療と在宅介護を一体的に提供するために、医療と介護連携のための体制構築、在宅医療、在宅介護に関する相談支援を行う拠点としての業務となっております。

以上でございます。

○**3番白根佳典議員** 14ページ、15ページなのですが、積立金が当初予算で1億5,000万円、これを1億700万ということなのですが、3分の1ぐらい不用額を出したということなのですが、これはそもそも昨年度の繰越しを50%積み立てなければいけないみたいな、実際だとそうなっていると思いますけれども、そのような内容があって、こういうことになったのか。積み立てなかった分というのは、どういう要因なのかというのをちょっと御説明いただけますか。

○**小林業務課長兼熊谷衛生センター所長** お答えいたします。

積立金に関しましては、立地交付金の上限である6億円を超えた分を積立金のほうに積み立てているところなのですが、先ほどの交付金のところでも御説明しましたとおり、事業系ごみの搬入量が見込みよりも少なく、手数料が少なく、こちらも積み立てることができなかったことによって、これだけの執行残が、予定よりも積み立てることができなかったというのが、その理由でございます。

以上です。

○**3番白根佳典議員** ごみの量が少なくて収入が少なくて、思ったより積み立てられなかったという趣旨なのだと思うのですが、そもそも前段で私が言ったような、繰越しの半分を積み立てなければいけないというような立てつけが広域の議会というのはあるのですか、この議会は。

○**小林業務課長兼熊谷衛生センター所長** お答えいたします。

その残の半分を積み立てなければいけないとかといった決まりがあるわけではございません。

以上です。

○**3番白根佳典議員** この積立てというのは、毎年、毎年のごみの量によって決まってくると、そういう理解でよろしいと。

○**小林業務課長兼熊谷衛生センター所長** 前年の繰越金の部分も確かにありますけれども、事業系ごみの分につきましては、そのような理解でよろしいかと思えます。

以上です。

○**3番白根佳典議員** 介護保険のほうなのですが、今年度実質収支が16億黒字で……ごめんな

さい。数字がはっきり分からないのですけれども、基金を取り崩していると思うのです。基金全体が昨年度と比べてマイナスになっているようですけれども、こういう状況というのは、毎年、毎年ちよつとずつ基金を取り崩しながらやっているというような、大枠ではそういう理解でよろしいのですか。

○**柏木介護保険課長** お答えいたします。

まず、介護保険給付費準備基金の簡単な概要でございますが、こちらは保険給付の増加などによる需要に対応するため、また介護保険財政の均衡を保つことを目的に設置しておるものでございまして、例えば給付に要する費用が不足した場合は、これを財源として取り崩して特別会計歳入に繰り入れたり、あるいは剰余金が生じた場合は基金に積立てを行ったりを、毎年双方行っております。このため、残高につきましては、毎年増減が生じるような性質となっております。

また、基金のもう一つの目的といたしまして、3か年を1計画期間とする介護保険の事業計画の見直しの際に、今後の給付費を計画に見込んだ上で、それに見合った介護保険料を設定する必要がありますので、その介護保険料を設定する際の急激な上昇抑制のためにも充てることとされておりますので、このまま毎年減少するというようなことがないよう、適切な金額を確保するよう努めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○**3番白根佳典議員** 大変申し訳ございません。16億7,000万黒字と言いましたけれども、それは一般会計との合計のほうで、先ほどの特別会計のほうではございませんでしたので、訂正させていただきたいと思います。答弁に関しては大変よく分かりました。ありがとうございます。

○**黒澤三千夫議長** ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○**黒澤三千夫議長** ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○**黒澤三千夫議長** 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより2件を順次採決いたします。

議案第15号 令和4年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算、本案について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○**黒澤三千夫議長** 起立全員であります。

したがって、議案第15号は原案のとおり認定されました。

次、議案第16号 令和4年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算、本案について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第16号は原案のとおり認定されました。

△議案第17号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算
(第1号)

○黒澤三千夫議長 次、日程第6、議案第17号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

○三友事務局長 着座にて失礼します。ただいま議題となりました議案第17号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明いたしますので、表紙にナンバー8と表示のあります介護保険特別会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,961万5,000円を追加し、総額を341億5,180万4,000円とするものでございます。

次に、予算の内容につきまして、歳出から御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金、事業名、介護保険給付費準備基金積立事業は、今年度の国の保険者機能強化推進交付金等の配分により生じました、保険料の余剰金等を基金に積み立てるものでございます。

次に、9ページに参りまして、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、事業名、償還金は、令和4年度介護給付費等の額の確定に伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返納金でございます。

次に、歳入につきまして申し上げますので、前にお戻りいただき、6ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目1節保険者機能強化推進交付金と、その下の5目1節介護保険保険者努力支援交付金は、先ほど歳出で御説明いたしましたが、今年度の交付決定を受け、計上するものでございます。

次に、7ページに参りまして、8款1項1目1節繰越金は、今回の補正予算の財源として、前年度繰越金を追加するものでございます。

以上で議案第17号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○黒澤三千夫議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

○3番白根佳典議員 介護保険給付費準備基金積立事業と償還金返納金ということですが、両方とも国庫というお話だったので、一般財源と書いてあるのです。これは、こういう立て

つけになっているのですか。

○**柏木介護保険課長** お答えいたします。

介護保険事業費に対する特定財源ではございません。

以上でございます。

○**3番白根佳典議員** 入ってきているお金は国庫から入ってきていると、これは多分間違いないのだと思うのです。出ていっているところの資料を見ると一般財源と書いてあって、右から左というわけではなくてということなのですけれども、一回自分のところの中に入れて、さっき説明した事業のお金ではないから一般会計だと。

○**柏木介護保険課長** お答えいたします。

一般財源として取り扱っているものでございます。

以上でございます。

○**黒澤三千夫議長** 暫時休憩いたします。

午後 3時21分 休 憩

午後 3時22分 再 開

○**黒澤三千夫議長** 休憩中の会議を再開いたします。

ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○**黒澤三千夫議長** ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○**黒澤三千夫議長** 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

議案第17号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○**黒澤三千夫議長** 起立全員であります。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

△議案第18号 大里広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例

議案第19号 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 大里広域市町村圏組合管理者等の損害賠償責任の一部免責

に関する条例

○黒澤三千夫議長 次、日程第7、議案第18号 大里広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例から議案第20号 大里広域市町村圏組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、以上3件を一括議題といたします。

3件について提出者の説明を求めます。

○三友事務局長 着座にて失礼します。ただいま議題となりました議案第18号から議案第20号につきまして、順次御説明申し上げます。

初めに、議案第18号 大里広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたしますので、表紙にナンバー9と表示のあります、第3回定例会議案の1ページをお願いいたします。また、表紙にナンバー10と表示のあります、参考資料の8ページ及び9ページが新旧対照表となっておりますので、あわせて御参照いただきたいと思います。

初めに、改正の趣旨について申し上げます。今回の主な改正は、今年の3月定例会におきまして、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報保護条例を廃止し、新たに個人情報保護法施行条例をお認めいただいたところでございますが、この個人情報保護法施行条例と今回改正する情報公開条例につきましては、組合が保有する文書の開示について共通する規定がありますが、現状両条例の規定に差異がありますことから、その整合を図るため、情報公開条例を個人情報保護法施行条例の規定と同じ内容に改正するものでございます。

次に、議案について御説明いたします。議案書の1ページの上から5行目、第7条の改正は、非公開情報に行政機関等匿名加工情報を加えるものでございます。個人情報の保護に関する法律では、法令に基づく場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供することはできないと規定、また情報公開条例においては、法令や他の条例により、行政情報の閲覧や交付を受けることができる場合には、情報公開条例は適用しないことを規定しております。

これらの規定により、現行においても、情報公開請求によって行政機関等匿名加工情報を提供することはできませんが、条文上、より明確にするため、非公開情報として明文化するものでございます。

次に、上から14行目、第9条は、情報公開の開示請求があった場合の決定期限について定めている条文で、第1項のただし書を加える改正では、提出された情報公開請求書に形式上の不備があった場合、補正に要した日数は開示決定の期限に含めないことを規定するもので、個人情報保護法施行条例においても同様の規定がございます。

上から17行目、第3項の改正は文言の整備で、略称規定として「非公開等の決定」を置いていますが、条例中の他の条文では、この字句を使っていないため、削るものです。

また、第4項では、開示請求を受けた日から起算して15日以内に開示の可否の決定ができない場合の期限の延長を定める条文で、個人情報保護法施行条例では、事務処理上の困難など正当な理由

がある場合には、開示請求から15日以内に決定という原則に対し、15日プラス30日で45日まで延長することができることを定めておりますことから、規定内容を同一にするため、現行の条文で「やむを得ない理由により」と規定しているところ、改正後は「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」と規定、また延長の期限を60日と規定しているところ、これを45日に短縮するものでございます。

第5項を加える改正は、次のページにわたりますが、個人情報保護法施行条例では、開示請求の対象が著しく大量で、45日以内に開示決定することが事務の遂行に著しく支障が生じるおそれのある場合は、45日以内に相当の部分の開示決定を行い、残りの部分は45日を超えて決定することができることなどを定めておりますことから、規定内容を同一にするものでございます。

次に、2ページに参りまして、附則でございますが、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

議案第18号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第19号 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたしますので、同じく議案書の3ページをお願いいたします。あわせて、参考資料の10ページ及び11ページが新旧対照表となっておりますので、あわせて御参照いただきたいと思います。

初めに、改正の趣旨について申し上げます。今回の主な改正は、職員が地方公務員法に規定する欠格条項に該当した場合の失職に係る特例を設けるものでございます。

地方公務員法に規定されている欠格条項の一つとして、禁錮以上の刑に処せられた場合がございますが、職員がこれに該当することがあった場合、同法において、「条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う」と規定されており、現時点において条例に特別な定めがないことから、当然に失職となります。

しかしながら、公務の遂行が複雑化、高度化する中で、職員が誤って事故に関与してしまった場合に、何の考慮もなく失職となることは、組合にとって損失となる場合も考えられますことから、地方公務員法において、条例による失職の特例に関する規定を置くことが認められている趣旨に鑑み、今回本条例に失職の特例に関する規定を追加するものでございます。

次に、議案について御説明いたします。議案書3ページの上から6行目は題名の改正で、今回本条例に失職の特例に関する規定を追加することに伴い、分限に関する手続及び効果に関する規定に限定されなくなることから、本条例の題名を「組合職員の分限に関する条例」に改めるものでございます。

次に、上から7行目、第1条の改正は、第6条に今回の失職の特例に係る規定を追加することなどに伴い、本条例の目的の規定を整理するものでございます。

次に、上から10行目、第4条の改正でございますが、現在職員の休職期間の取扱いにつきまして

は、国の制度等に準じ運用しているところでございますが、今回その取扱いを明文化するため、規定の追加や文言の整理等を行うものでございます。

次に、下から2行目、新たに追加する第6条は、失職の特例の具体的内容として、第1項は、次のページにわたりますが、特例の適用対象者を「禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者」とした上で、「その者の情状を考慮して特に必要があるとき」に限り、その職を失わないものとするができることとするものでございます。

4ページの上から3行目、第2項では、失職の特例の適用を受けた職員が、その刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消日にその職を失うこととするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

議案第19号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第20号 大里広域市町村圏組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について御説明いたしますので、同じく議案書の5ページをお願いいたします。

初めに、今回の条例は、組合管理者を初め監査委員、公平委員、職員等の組合に対する損害を賠償する責任の一部を免責させることに関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、条例制定の経緯と趣旨でございますが、行政上の行為に関し、軽過失しかない場合にも、個人責任として多額の損害賠償責任を負わされることによる弊害の可能性に鑑み、令和2年4月1日付で改正地方自治法が施行され、職務を行うに当たり、善意かつ重大な過失がない場合には、賠償額の一部を免責し、条例において賠償額の上限を定めることができるとされたことから、今回これを踏まえ、新規条例を制定した上で、職員の区分に応じて、それぞれの賠償額の上限を定めることとしたものでございます。

次に、議案について御説明いたします。議案書5ページの上から5行目、第1条は、賠償額の一部免責に関する地方自治法上の根拠規定を明らかにするとともに、本条例の趣旨を規定したものでございます。

次に、上から10行目、第2条では、職員の区分ごとにそれぞれの賠償額の上限を定め、損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において支給される給与または報酬の1会計年度当たりの額に相当する額である基準給与年額を基準に、管理者については、基準給与年額に6を乗じて得た額、副管理者または監査委員については、基準給与年額に4を乗じて得た額、公平委員会の委員については、基準給与年額に2を乗じて得た額、職員については、基準給与年額をそれぞれ賠償額の上限とするもので、この基準は地方自治法施行令に規定されている参酌基準のとおりにするものでございます。

次に、下から3行目、第3条は、条例から規則への委任について規定するものでございます。

次に、附則でございますが、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上で議案18号から議案第20号までの説明を終わります。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○黒澤三千夫議長 以上で提出者の説明は終了いたしました。

なお、議案第20号につきましては、地方自治法第243条の2第2項の規定により、監査委員に意見を求める必要があるため、暫時休憩をいたします。

午後 3時40分 休 憩

午後 3時45分 再 開

○黒澤三千夫議長 休憩中の会議を再開いたします。

この際、報告いたします。本定例会に管理者から提出された議案第20号につきましては、地方自治法第243条の2第2項の規定により監査委員に意見を求めたところ、異議なしとの回答がありましたので、報告いたします。

これより3件に対する質疑に入ります。

○3番白根佳典議員 18号についてお伺いしたいのですけれども、3月の議会ですか、上位法というか、個人情報保護法の関係で条例改正があつて、それを受けてのというようなことだと思うのですけれども、時期がずれるというのは何でなのかということと、今回の上程の時期のずれに関して匿名加工情報を提供というか、出せると、45日以内、60日以内という規定ですよね。出せるということだと思うのですけれども、介護保険なんかの主になるのと思うのですけれども、かなり膨大な量になって、その事務量というのがどの程度になるのかという、その辺のことをお伺いできますか。

○野中事務局次長兼総務課長 それでは、議員の2点の御質疑につきまして順次御答弁させていただきます。

まず、時期がずれた件につきましては、個人情報保護法施行条例を先に御審議いただいた経緯としまして、上位法の個人情報保護法の改正に伴いまして、地方自治体、全国的に令和5年4月1日の施行を目前に控えているという中で、全国的にこの時期に改正されたものです。これを受けまして、今回、その次の議会、日にちがありましたけれども、今回の定例会にこちらの情報公開条例の改正を上程させていただいたところでございます。

行政機関の匿名加工情報につきましては、資料ナンバー10の8ページ、新旧対照表にもございますが、6行目、「(以下「非公開情報」という。)」ということで、非公開情報を次に規定しており、2号に「行政機関等匿名加工情報」ということで、非公開情報としての取扱いとなっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○柏木介護保険課長 お答えいたします。

本条例改正によることの介護保険の業務、事務における事務量の増加というものは生じません。以上でございます。

○3番白根佳典議員 そうすると、著しく大量であるために、45日以内とか相当数を期間内にとするのは、どういう規定なのですか。事務量が增えないということであれば、別にそういうことは想定されないのではないのかなど。

○野中事務局次長兼総務課長 お答え申し上げます。

今回、今までの60日間を限度というところを45日間にしたということは、行政機関等匿名加工情報にかかわらず、情報請求等あった場合の日数ということになっております。個人情報保護法との整合を図るための日程を短くしたところですので、御理解をいただきたいと思ひます。

○3番白根佳典議員 個人情報保護法で、先行して自治体とか、組合でもそうなのでしょうけれども、個人情報保護の条例をつくってきて、だけれども、法律改正でそういうのが取り払われてしまったので、今回こういうをつくったということだと思ひますけれども、そもそも私は、これは法律改正が必要だとは思ひていないという立場なので、何でこういうことになるのかなというよな、そういうふうには考へています。

以上です。

○黒澤三千夫議長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより3件を順次採決いたします。

議案第18号 大里広域市町村圏組合情報公開条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○黒澤三千夫議長 起立多数であります。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次、議案第19号 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 大里広域市町村圏組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

△一般質問

○黒澤三千夫議長 次、日程第8、一般質問。

17番原口孝議員より一般質問の通告がなされております。

これより一般質問を行います。

なお、質問は自席にて行い、再質問からは一問一答方式ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、17番原口孝議員の一般質問を許可いたします。

○17番原口 孝議員 17番、原口です。一般質問させていただきます。

9月29日付の新聞報道において、久喜市と宮代町の新ごみ処理施設の建設費などの費用負担について、大筋合意したとの記事が掲載されました。内容としては、新ごみ施設の整備費が264億円、周辺整備を含めた総額では552億円とのこととあります。現在大里広域市町村圏組合で進められている新熊谷衛生センター整備事業、新深谷清掃センター整備事業の概要について、次の4点ほど質問させていただきます。

①、組合管内における可燃ごみの排出量は、人口減少やごみの減量化、再資源化のさらなる市町での取組により、大幅に減少していくものと思われまます。建設予定の新熊谷衛生センター、新深谷清掃センター、処理能力を決定するに当たり、減量化がどの程度考慮された施設になっているのか伺います。

②、熊谷市、深谷市では、昨年度開催された報告会において示された事業スケジュールでは、令和6年度には実施計画、建設工事とありましたが、ウクライナや今パレスチナの情勢等の悪化や急激な円安進行により、原油や鉄鉱石、石炭、銅など主要な原材料が高騰し、その影響から資材価格が広範囲、かつ大幅に上昇しています。また、建築、土木作業員の慢性的な不足等も今後予想され、施設整備費にも少なからず影響してくるものと考えられます。この社会経済情勢の変化による事業費の見直しを現計画の中で行っているのか伺います。

3点目、冒頭申し上げました久喜市と宮代町の新ごみ処理施設の比較ですが、大里広域市町村圏組合構成と人口規模で比較した場合、久喜市、宮代町は18万4,000人、熊谷市、深谷市、寄居町が36万6,000人と約2倍となります。組合は2施設整備と多少違いますが、単純に整備費が264億円を2倍したとしても528億円です。建設事業費については、このくらいの目安としてよろしいのか伺います。

最後、4番目になりますが、今年の6月から組合議会議員としてお世話になっておりますが、いまだに新熊谷衛生センター整備事業、新深谷清掃センター整備事業計画の現状については説明を受けておりません。現在での最重要課題であり、今後議論を進めていく中でも必要不可欠であります。

また、地元の市町議会に報告する上でも必要と考えますので、早急に説明の機会を設ける考えがあ

るのかお伺いいたします。

以上4点お願いいたします。

○黒澤三千夫議長 それでは、答弁を求めます。

○三友事務局長 原口議員さんの御質問に順次お答えいたします。

初めに、施設の処理能力の決定ですが、基本的には令和2年3月策定の一般廃棄物処理基本計画におけるごみ排出量予測に基づき算定を行っており、ごみ量の推計に当たっては、新たな減量化施策の効果を見込むとともに、将来人口推計を反映しており、ごみの減量化を見込んだ規模設定、施設規模としています。

次に、事業費の見直しですが、議員さんの御指摘のとおり、諸物価の上昇傾向は今後も続き、財政面への影響も少なからずあるものと思われまますので、施設規模など整備内容を十分精査し、経費の抑制に努めてまいります。

次に、建設費ですが、議員さんお話の久喜市と宮代町の整備費は入札後の契約額で、1トン当たりの単価は約1億7,000万円です。一方、組合がプラントメーカーから徴取した見積書により算出した単価は、1トン当たり約1億5,000万を見込んでおります。

なお、国の交付金制度において、施設規模の算定方法の見直しが予定されていることやごみ処理計画の見直しなどにより、規模の縮小が見込まれること、また直近の物価を予定価格に反映させるため、再度プラントメーカーから見積書を徴取する予定であることから、今後変動する場合がございます。

次に、事業計画の説明ですが、次期ごみ処理施設の在り方について、組合及び構成市町において検討を重ね、令和3年2月にごみ処理施設整備基本構想を策定、同年3月に基本設計を作成し、鋭意事業を進めているところです。

このような中、組合管内において、民間施設の規模拡大や新たな施設の建設が計画されている現状を踏まえ、民間施設活用の可能性について検証すべきとの考えから、民間企業に対し、受入れ可能量や処理単価等について調査を実施し、外部委託の可能性や費用対効果について検討を重ねてまいりました。

その結果、計画どおり整備あるいは民間施設を活用するかの方針決定に当たっては、構成市町において置かれている状況が異なること、また構成市町議会の合意形成が不可欠であることから、今後構成市町が議員説明を通じて方向性を出す予定となっております。このようなことから、今後構成市町の意見を集約し、方向性が確認でき次第、組合議員の皆様にご説明したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○17番原口 孝議員 再質問させていただきます。

①について、御答弁の中で、新たなごみ減量化施策の効果を見込むとお話がありましたが、どの

ような施策により、各市町において何トン減量化が行えるとお考えがあるのか、具体的な数値を持って説明をお願いしたいと思います。

また、2番目の再質問をさせていただきます。現在の物価高騰……

○黒澤三千夫議長 すみません、一問一答でお願いします。

○三友事務局長 お答えします。

令和4年度におけるごみ処理実績に対し、新施設の稼働予定である令和11年度におけるごみ量の推計は、10.8%の減を見込んでおります。

以上です。

○17番原口 孝議員 それでは、2番の再質問をさせていただきます。

現在の物価高騰の影響額を施設規模の見直しや経費の抑制で対応するとのお答えでしたが、当初の予算を超える物価、人件費の高騰等があるならば、事業費の見直し、実勢に合ったものにすべきではないでしょうか。事業のゴーサインが出てから、実は今の事業費では建設は難しいので、増額が必要です。それでは、現在の大阪万博ようになってから各市町に負担を求められても、はい、そうですかと言えるようなわけにはいきません。市民、町民、議会の理解がより難しくなると考えますので、慎重な対応をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○三友事務局長 お答えします。

先ほど答弁いたしましたとおり、今後構成市町における方向性を意見集約しまして、組合といたしまして、事業内容の精査等慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○17番原口 孝議員 ③は理解できました。今後ともしっかり調節していただきたいと思っております。

④ですが、先ほど答弁をいただいた内容になるかと思うのですが、再度確認の意味でお聞きしたいと思います。

事業計画の説明については、構成市町のそれぞれの議会に説明し、各市町の方向性を出す予定となっているということですが、その説明は、当然組合がこれまで調査検討してきた資料を基に、各議会、各市町に説明するものと理解してよろしいのか。そして、その資料等については、管理者、副管理者、3名の同意も得られているのか、その辺のところをしっかりと……仮定ですので、管理者の結論はどういうふうにしても、その辺のところは、事務局長と管理者の皆さんで調整はしていると思うのですが、そのような資料を、各市町の意見が集約された、方向性が確認された結果、当組合議会で審議するという流れでよろしいのか、再度確認いたします。

○三友事務局長 お答えします。

議員さんのお話のとおり、そのように考えております。

以上でございます。

○17番原口 孝議員 しっかりその点はやっていただきたいと。

最後に、4番の再々質問をさせていただきますが、ぜひ早く資料を提出いただいて、各市町の議会において広域行政が今後どのような方向性に向いているのか、どのような考えを持って各市町が対応していくべきなのかというようなことを、早く各市町としても結論を出すべきだと思っているのです。

市長さん、町長さんは、広域では正副管理者という立場ですが、各部署に帰れば、市長さん、町長さんという行政を決断していく立場にある方々ですので、ぜひとも議会の承認というのも二元代表制の中では大きな役割を我々議会議員も持っているというふうに思っておりますので、早急にその辺の考え方、資料等を出していただければというふうに考えておりますので、再度お願いし、一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○黒澤三千夫議長 以上で17番原口孝議員の一般質問は終了いたしました。

以上で通告された一般質問は終了いたしました。

○黒澤三千夫議長 この際、お諮りいたします。

議会運営委員会におきましては、議会閉会中に次期定例会の会期等について調査をしていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 御異議なしと認めます。

したがって、議会閉会中に議会運営委員会において調査をしていただくことに決定いたしました。

△閉会の宣告

○黒澤三千夫議長 以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位及び管理者を初めとする関係者の皆様のおかげをもちまして、令和5年第3回大里広域市町村圏組合議会定例会を終了することができました。本席から厚く御礼申し上げ、閉会といたします。ありがとうございました。

午後 4時08分 閉 会